

福山市イベント用ごみ箱等の貸出要綱

2007年(平成19年)3月30日

(目的)

第1条 イベント用ごみ箱等を貸出すことにより、イベントにおけるごみの減量、リサイクルの推進を目指すことを目的とする。

(貸出の対象)

第2条 福山市内でイベントを実施する自治会(町内会)、女性会、子ども会等であって、イベント用ごみ箱等を使用し、ごみの減量、リサイクルの推進に努めようとする者とする。

2 営利を目的としたイベントを実施する者には、貸出を認めないものとする。

(貸出期間)

第3条 イベント用ごみ箱等の貸出期間は、原則として当該イベントの開催日に前後各3日を加えた日数とする。ただし、その日数に休日は含まないものとする。

(貸出費用)

第4条 イベント用ごみ箱等の貸出費用は無料とする。

(貸出数)

第5条 イベント用ごみ箱等は、在庫を限度として貸出しするものとする。

(貸出手続き)

第6条 イベント用ごみ箱等の貸出は、別紙申請書により申し込みを行い、希望日の3ヶ月前から受付けるものとする。

(返却及び利用報告)

第7条 イベント用ごみ箱等の貸出を受けた者は、使用後には借用時の状態に戻して返却するものとする。また、利用報告書を提出するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。